

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	令和5年度第1回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和5年8月17日 木曜日
開始・終了時刻	午後1時15分から午後2時27分まで
開催場所	久喜市役所4階 大会議室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	板橋文夫、塚野由美子、平井勝、 吉田信一、吉野輝雄、後藤英伸、吉川祐子、 足立節子、小林雄二、島田智恵子、宮澤幸一、 片桐雅也、鈴木道広、中村香里
欠席委員(者)氏名	青山淳子、大久保礼子、山中佳代、遠藤厚子
説明者の職氏名	榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長
事務局職員職氏名	真坂八重子 健康スポーツ部長 岡田秀之 健康スポーツ部副部長 榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長 沼口祐太 国保管理係主任
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 市長あいさつ 3 議題 報告事項 (1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について (2) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条

	<p>例について</p> <p>(3) 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
配布資料	<p>資料 1 久喜市国民健康保険の概要</p> <p>資料 2 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計予算(抜粋)</p> <p>資料 3-1 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>資料 3-2 久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>資料 3-3 出産育児一時金の支給額の引き上げについて</p> <p>資料 4 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料 5-1 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(案)(抜粋)</p> <p>資料 5-2 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)の関連図</p> <p>資料 5-3 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)の概要説明</p> <p>資料 6-1 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)</p> <p>資料 6-2 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)の概要説明</p>
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	1人

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
事務局（榎本）	<p>ただ今から、令和5年度第1回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。</p> <p>委員18人中、出席委員が14人、欠席委員が4人でございます。</p> <p>したがいまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。</p>
事務局（榎本）	<p>それでは、はじめに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
宮澤会長	<p>（あいさつ）</p>
事務局（榎本）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、真坂部長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
真坂部長	<p>（あいさつ）</p>
事務局（榎本）	<p>それでは、議事に入る前に、本年度第1回目の開催ということもございまして、委員さんの異動がございましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>4号委員の被用者保険等代表になりますが、令和5年4月1日付けにて栗原美紀子委員から中村香里委員へ、また本日付けにて廣瀬実委員から鈴木道広委員へ、それぞれ交代となっております。</p> <p>それでは、ここでお二人から自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
中村香里委員	<p>（あいさつ）</p>
鈴木道広委員	<p>（あいさつ）</p>

事務局（榎本）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局の方も4月1日付けの人事異動で職員が変更になっておりますので、自己紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>（左側の席から蓮実、岡田、真坂、榎本、内村、大熊、沼口の順に自己紹介）</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（配布資料確認）</p>
事務局（榎本）	<p>それでは会議に入ります。</p> <p>久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、宮澤会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（宮澤会長）	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行について、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>今回は、片桐委員、鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告事項の（1）「令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局（蓮実）	<p>（資料3-1に基づき説明）</p>
議長（宮澤会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（なし）</p>
議長（宮澤会長）	<p>質問がなければ、「令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」の質疑は以上といたします。</p> <p>続きまして、報告事項の（2）「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（内村）	<p>（資料4に基づき説明）</p>
議長（宮澤会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問の</p>

	<p>ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
議長（宮澤会長）	<p>質問がなければ、「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の質疑は以上といたします。</p>
	<p>続きまして、報告事項の（３）「令和４年度久喜市国民健康保険特別会計決算書（案）について」を議題とします。</p>
	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（大熊）	<p>(資料５－１、５－２、５－３に基づき説明)</p>
議長（宮澤会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>何点か質問させていただきます。</p>
鈴木委員	<p>歳入の方で、１９ページのあたりで色々繰入金があるのですが、これらは全て法定内の繰入金なのか、法定外の繰入金はないのでしょうか。</p>
	<p>それから、１８ページの歳入の国民健康保険税のところ、調定と収入に大分差があるように感じます。我々被用者保険では、うちは単一健保なので、調定した額は１００％収入になるのですが、国保だとこのように差があるので、どういう人に対して調定を立てて、実際、調定で収入が不足になったケースというのは、どういうケースがあるのでしょうか。</p> <p>もう一つ、県支出金というのは、保険給付費等交付金のことですよね。何か非常に分かりづらいのですが、ここで我々被用者保険が出している前期高齢者納付金、そちらにとっては交付金になると思いますが、その割合というのは大体何％ぐらいなのか教えてください。</p>
事務局（大熊）	<p>３点ご質問いただきましたが、まず１点目の歳入の繰入金が法定内繰り入れなのか、あるいは法定外繰り入れなのかのご質問に回答させていただきます。</p>
	<p>久喜市におきましては、原則全て法定内で繰り入れを行っておりますが、一つだけ例外的に法定外で繰り入れしているものがございます。それが１９ページ５節の「その他一般会計繰入金」で、収入済額１千２０４万３千円になるのですが、こちらの繰入金のみ法定外で繰り入れを行っております。</p> <p>こちらの繰入金を法定外で繰り入れを行っている理由で</p>

すが、久喜市において市独自の事業として子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の窓口払い廃止を実施しておりまして、こうした医療費の窓口払い廃止を実施した場合に国から国庫負担金の減額調整措置、所謂ペナルティが課されるようになっております。このペナルティは、市の政策で国保の歳入が減額されてしまっていることから、その減額分を一般会計から繰り入れをさせていただいているものでございます。

それから、3点目のご質問の県支出金の保険給付費等交付金につきましては、少し分かりにくいと思いますので補足させていただきます。

資料5-2の関連図のところ、埼玉県と久喜市国民健康保険特別会計の関係の中で、市は県に国保事業費納付金を支払う代わりに県から保険給付費等交付金をいただいております。

こちらの保険給付費等交付金により、歳出の保険給付費と保健事業に要した費用のほぼ全額を県からいただいております。

こちらの関連図で保険給付費が約112億円、保険事業費が約2億円で合計約114億円に対し、埼玉県からいただく保険給付費等交付金が約114億円となっておりますので、埼玉県からほぼ全額交付していただいているお金の流れとなっております。

この保険給付費等交付金の内、前期高齢者交付金がどれぐらいなのかのご質問ですが、前期高齢者交付金は県の方に交付され、精算されてしまっておりまして、県から市町村毎の額は示されておりませんので、市の方では把握できないところでございます。

事務局（内村）

もう一つご質問いただきました調定と収入に差があるという点につきましてご説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、前年の所得に対して賦課し、調定の額が決まり、それを9回に分けて納付をお願いしているのですが、そこで納付されない場合に滞納となります。

資料1の4の収納率のところにもありますが、調定に対して令和4年度の現年分は93.52%の収納率となりますの

議長（宮澤会長）
鈴木委員

で、それ以外につきましては、収納未済となり、滞納という形に繋がっていきます。

ただ今、事務局から回答がありましたが、いかがですか。別に、前期高齢者交付金の絶対額を出して欲しいというわけではなくて、割合を聞いているんですよ。

被用者保険で出ている私としては、それをどれぐらいか知りたいたいの分かるでしょう。同じ質問を白岡市でしたら、大体の割合を出してくれました。

会議が終わるまでに、出してもらえればと思います。

それから、調定を立てたけれども収入にならなかったケースというのが、具体的に想像つかないのですけれど、どういうケースなのですか。

ここが市の腕の見せどころですよ。

93.5%というのは、非常に低いような気がしますけれど、これは標準的なものなのですか。

どういうケースで収納できないのですか。教えてください。

議長（宮澤会長）
事務局（榎本）

事務局、ただ今の質問に答えられますか。

交付金の割合ではなく前期高齢者の比率であれば、今すぐに資料がありますので、お答えできます。

令和3年度の久喜市の前期高齢者の割合が53.2%になります。これは県内の63市町村中で11位になります。県内の40市中でいきますと1位となりますので、前期高齢者の割合が県内でも高い位置にあるということで1人当たり医療費も高くなっているというのが久喜市の特徴になっているかと思えます。

事務局（内村）

収入に至らなかったケースということですが、前年の所得が高かった場合に、賦課というのは当然、次年度大きくなるわけですが、そこで、次年度に収入がないという形になった場合に、手元に支払うだけの金額がないということもありまして、そこで支払えないというケースがあるというふうに伺っております。

議長（宮澤会長）

ただ今の質問に対する回答でよろしいでしょうか。

他に質問はございますか。

小林副会長

令和4年度決算では、結果的に歳入歳出差引額が1億3千164万5千578円と前年度に比べて2億1千778万

346円の減となり、前々年度に比べても半分以下となっているとの説明がございましたが、なぜこのような大幅減となったのでしょうか。事務局の見解をお伺いしたいと思います。

事務局（大熊）

令和4年度の歳入歳出差引額が前年度と比べ、約2億2千万円程減額している主な理由ですが、歳入の国民健康保険税の収入が、令和3年度は決算額が予算額より約2億6千万円程上回っておりましたが、令和4年度は決算額が予算額より約1千600万円程しか上回らなかったため、歳入の総額が前年度と比較し、大幅に減少していることが影響しているものと考えております。

小林副会長

収納率はそんなに変わってないですね。そのような中で税収は減になったということなのですね。分かりました。

議長（宮澤会長）

他に何かございますか。

他に質問がなければ、報告事項（3）「令和4年度久喜市国民健康保険特別会計決算書（案）について」の質疑は以上といたします。

続きまして、協議事項の（1）「令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（大熊）

（資料6-1、6-2に基づき説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

小林副会長

歳出に関する質疑をさせていただきます。

1款総務費の一般管理業務経費の506万円の増額補正について、産前産後の保険税軽減制度に対応するためのシステム改修とのことですが、この産前産後の保険税軽減制度とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。

事務局（内村）

こちらにつきましては、5月19日公布の健康保険法等一部改正法により、産前産後期間の保険料免除制度が来年の1月1日に施行されるものでございます。

この免除制度ですが、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の4か月分の均等割の保険税及び所得割保険税を免除するという内容のものでございます。

議長（宮澤会長）

他に何かございますか。

小林副会長

歳入の3款国庫支出金の出産育児一時金臨時補助金の37万5千円の増額補正ですが、説明では、国から1件当たり5千円の補助が令和5年度のみ措置されるということでお伺いしましたが、この5千円の根拠は分かりますか。

それからもう1点、この補助金について、恒久化にしようとか増額しようとか、そのような国の動きはあるのでしょうか。

事務局（蓮実）

出産育児一時金臨時補助金の5千円の根拠と令和6年度以降の財政措置のご質問に対してお答えいたします。

両方とも関連がございまして、令和6年度以降につきましても、財政措置がされるような見込みとなっております。

具体的には、令和6年度から新たに後期高齢者医療制度から支援金という形で財政措置があると伺っております。

現在、出産育児一時金の3分の2は交付税措置のある一般会計から繰り入れを行い、残りの3分の1を保険税収入で賄っている部分がございますが、この保険税収入の一部について、令和6年度に7%が後期高齢者医療から支援金という形で財政措置があるとのことでございます。

また、5千円の根拠ですが、出産育児一時金を50万円と仮定した場合、保険税で賄う部分の3分の1の保険税相当額の2分の1の7%が概ね5千円に近い金額となり、おそらくこうした計算により積算されているものかと思われます。

なお、実際に令和6年度以降は、歳入という形ではなくて、歳出で後期高齢者支援分の納付金と相殺するような形で交付されるというようなことをお伺いしているところでございます。

議長（宮澤会長）

よろしいですか。他に質問はございますか。

質問がなければ、「令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」の質疑は以上といたします。

こちらは協議事項ですのでここで採決に入りたいと思います。本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、協議事項（１）「令和５年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）」については、原案の通り決定いたしました。

３の議題については以上でございます。

次に、次第の４その他について事務局の方から何かございますか。

事務局（榎本）

今後の本協議会の開催予定について連絡をさせていただきます。

本協議会ですが、今ご審議いただきました補正予算のように議会に上程する議案の状況により変更になる可能性がございますが、基本的には１１月定例会、２月定例会の前に開催予定で考えております。

また、例年とは異なり、今年度は令和６年度から開始となります第２期データヘルス計画、それから第４期特定健康診査等実施計画の策定に向けまして、今年度に次期計画を策定することになります。

こちらの計画もご審議をいただきたいと考えておりまして、１２月、また３月ぐらいに開催を予定しているところでございます。

具体的には、１１月中旬、１２月下旬、１月中旬、３月下旬に開催の可能性があるということで、ご連絡をさせていただきます。

開催にあたりましては、およそ１か月前に開催通知をお送りして、１週間前までには資料を送付させていただきたいと思っております。

議長（宮澤会長）

それでは、これで本日の協議事項は全て終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきたいと思います。

議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。進行役を事務局にお返ししたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

事務局（榎本）

宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、小林副会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

小林副会長

（あいさつ）

事務局（榎本）

以上をもちまして、閉会といたします。

本日は大変ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年9月13日

署名委員氏名 片桐 雅也

署名委員氏名 鈴木 道広